

社会教育関係団体への補助金交付に関する意見聴取について

1 趣旨

社会教育法第 13 条において、「地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員（社会教育委員が置かれていない場合には、その他の合議制の機関）に意見を聴いて行わなければならない」とされています。

また、スポーツ基本法第 35 条において、「地方公共団体が社会教育関係団体（社会教育法第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない」とされています。

社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や事業内容等を明らかにし、且的に適しているかどうか、団体による社会教育活動の支援にあたり、社会教育法第 12 条に基づき、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを確認していたことが意見聴取の趣旨です。

2 対象となる補助金

豊岡市は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項に基づき、「文化及び文化財の保護に関すること」、「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」、「歴史博物館の設置、管理及び廃止に関すること」は、市長が事務を管理し、執行しているが、兵庫県や他市の意見聴取の状況を参考に、対象とする補助金の所管課を教育委員会内に限定せず、市長部局も含めた「社会教育関係団体に対する補助金」を意見聴取の対象とする。

3 法令根拠

○社会教育法

(社会教育関係団体の定義)

第 10 条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

(国及び地方公共団体との関係)

第 12 条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

(審議会等への諮問)

第 13 条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和 23 年法律第 120 号)第 8 条に規定する機関をいう。第 51 条第 3 項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

○スポーツ基本法

(地方公共団体の補助)

第 34 条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第 35 条 国又は地方公共団体が第 33 条第 3 項又は前条の規定により社会教育関係団体(社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。)であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第 9 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会(特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)に係る補助金の交付については、その長)がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第 13 条の規定による意見を聴くことを要しない。